

新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策事業を行う医療機関等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、「新型コロナウイルス感染症対策事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- ア 新型コロナウイルス感染症患者等病床確保等事業
- イ 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
- ウ 帰国者・接触者外来等設備整備事業
- エ 感染症検査機関等設備整備事業
- オ 医療機関等に対する継続再開支援事業
- カ 地域外来・検査センター設備整備助成事業
- キ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
- ク 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
- ケ 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

第3 補助の対象及び補助額

- (1) 補助の対象及び補助額は、別表1及び別表2のとおりとする。
- (2) 別表1及び別表2に掲げる事業のうち、既に完了したものであっても、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めたものにあつては、補助の対象とし、その補助額は同表のとおりとする。この場合において、第5の(1)及び(2)、第6から第8の規定は適用せず、第4の(1)ウ中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、第4の(1)エ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第9の(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定通知書」と読み替えるものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 経費所要額内訳書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 資金状況調べ（様式第5号）※概算払をする場合
 - カ 収入支出予算書の抄本（市町にあつては、歳入歳出予算書の抄本）
 - キ 特例補助申請理由書（様式第6号）（第3の(2)の規定により既に完了した事業について補助金の交付を申請する場合に限る。）
 - ク その他参考となる書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 市町の場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第12号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。又、市町以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。

第6 軽微な変更

第5の(1)のイに定める軽微な変更とは、別表1及び別表2の1事業の区分の欄に掲げる事業ごとの事業費の額の20パーセント以内の増減をいう。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第7号）

イ 変更経費所要額内訳書（様式第2号）

ウ 変更事業計画書（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ 変更資金状況調べ（様式第5号）※概算払をする場合

カ 変更収入支出予算書の抄本（市町にあっては、歳入歳出予算書の抄本）

キ その他参考となる書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第8号）

イ 経費精算額内訳書（様式第9号）

ウ 事業実績書（様式第3号）

エ 収支決算書（様式第4号）

オ 収入支出決算見込書の抄本（市町にあっては、歳入歳出決算見込書の抄本）

カ その他参考となる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場

合には、当該承認の通知が到着した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第10号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

- (1) 提出書類 各1部
ア 概算払請求書（様式第10号）
イ 資金状況調べ（様式第5号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額
当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額
実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還
(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年8月24日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年9月25日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表 1

1 事業の区分	2 対象者	3 基準額
新型コロナウイルス感染症患者等病床確保等事業	令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関又は令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に基づき、県が「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」に指定した医療機関	<p>次により算出された額の合計額 稼働病床の病床確保料の上限額 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり97,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり41,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 上記以外の場合 1床当たり32,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関に指定した医療機関のうち疑い患者用病床</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり301,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) HCU内の病床を確保する場合 1床当たり211,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 上記以外の場合 1床当たり52,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>休止病床の病床確保料の上限額</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり301,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) HCU内の病床を確保する場合 1床当たり211,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 療養病床を確保する場合 1床当たり16,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(4) 上記以外の場合 1床当たり52,000円×知事が必要と認めた日数</p>
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に基づき、県が「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」に指定した医療機関	<p>次により算出された額の合計額 重点医療機関である特定機能病院等 稼働病床の病床確保料の上限額</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり436,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) HCU内の病床を確保する場合 1床当たり211,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 上記以外の場合 1床当たり74,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>休止病床の病床確保料の上限額</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり436,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) HCU内の病床を確保する場合 1床当たり211,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 療養病床を確保する場合 1床当たり16,000円×知事が必要と認めた日数</p>

		<p>(4) 上記以外の場合 1床当たり74,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>重点医療機関である一般病院 稼働病床の病床確保料の上限額</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり301,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) HCU内の病床を確保する場合 1床当たり211,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 上記以外の場合 1床当たり71,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>休止病床の病床確保料の上限額</p> <p>(1) ICU内の病床を確保する場合 1床当たり301,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(2) HCU内の病床を確保する場合 1床当たり211,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(3) 療養病床を確保する場合 1床当たり16,000円×知事が必要と認めた日数</p> <p>(4) 上記以外の場合 1床当たり71,000円×知事が必要と認めた日数</p>
--	--	---

別表2

1 事業の区分	2 対象者	3 基準額	4 対象経費	5 補助額
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者等が発生した際に患者への入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）	次により算出された額の合計額 (1) 初度設備費 $133,000円 \times 知事が必要と認めた病床数$ (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 $5,000,000円 \times 知事が必要と認めた台数$ (3) 個人防護具 $3,600円 \times 知事が必要と認めた人数分$ (4) 簡易陰圧装置 $4,320,000円 \times 知事が必要と認めた病床数$ (5) 簡易ベッド $51,400円 \times 知事が必要と認めた台数$ (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 $21,000,000円 \times 知事が必要と認めた台数$ (7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備に必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
帰国者・接触者外来等設備整備事業	令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」に基づき設置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門（以下「帰国者・接触者外来等」という。）を設置する医療機関	次により算出された額の合計額 (1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能なものに限る） $1施設当たり905,000円$ (2) HEPAフィルター付パーテーション $205,000円 \times 知事が必要と認めた台数$ (3) 個人防護具 $3,600円 \times 知事が必要と認めた人数分$ (4) 簡易ベッド $51,400円 \times 知事が必要と認めた台数$ (5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	帰国者・接触者外来等を設置している医療機関の設備整備に必要な使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

<p>感染症検査機関等設備整備事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関又は民間検査機関</p>	<p>次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 知事が必要と認めた額 (2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） 知事が必要と認めた額 (3) 等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認めた額 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 知事が必要と認めた額</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関の設備整備に必要な使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>
<p>新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業</p>	<p>重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関</p>	<p>次により算出された額の合計額 (1) 超音波画像診断装置 11,000,000円×知事が必要と認めた台数 (2) 血液浄化装置 6,600,000円×知事が必要と認めた台数 (3) 気管支鏡 5,500,000円×知事が必要と認めた人数分 (4) CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 66,000,000円×知事が必要と認めた台数 (5) 生体情報モニタ 1,100,000円×知事が必要と認めた台数 (6) 分娩監視装置 2,200,000円×知事が必要と認めた台数 (7) 新生児モニタ 1,100,000円×知事が必要と認めた台数</p>	<p>新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備に必要な使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれか</p>	<p>次により算出された額の合計額 設備整備等事業 (1) 初度設備費 133,000円×知事が必要と認めた病床数 (2) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保に必要な賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修</p>	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額</p>

	<p>を担う医療機関</p>	<p>(3) 簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 簡易診察室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(6) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能なものに限る） 1施設当たり905,000円</p> <p>(7) HEPAフィルター付パーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(8) 消毒経費 知事が必要と認めた額</p> <p>(9) 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円</p> <p>(10) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器1台当たり1,500,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>支援金支給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 99床以下の医療機関 20,000,000円 ・ 100床以上の医療機関 30,000,000円 ・ 以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加 ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算 	<p>繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額</p>
--	----------------	--	--	--------------------------------------

医療機関等に対する継続・再開支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業又は業務縮小を余儀なくされた医療機関若しくは中学校区に1件のみ所在する薬局（以下「休業等医療機関等」という。）で、歯科診療所を除く機関</p>	<p>HEPAフィルター付空気清浄機 (1) 医療機関 905,000円×知事が必要と認めた台数（2台を上限とする） (2) 薬局 905,000円×1台</p>	<p>休業等医療機関等（歯科診療所を除く。）における診療若しくは調剤の継続又は再開時に必要な需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に、2分の1を乗じて得た額</p>
	<p>休業等医療機関等</p>	<p>消毒経費 1施設当たり600,000円</p>	<p>休業等医療機関等における診療若しくは調剤の継続又は再開時に必要な需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	
地域外来・検査センター設備整備助成事業	<p>新型コロナウイルス感染症に係る地域外来・検査センターの運営を知事又は政令市長から受託又は受託を予定している者並びに設置又は設置を予定している者</p>	<p>次により算出された額の合計額 (1) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 (2) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能なものに限る） 1施設当たり905,000円 (3) HEPAフィルター付パーティション 205,000円×知事が必要と認めた台数 (4) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分 (5) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p>	<p>地域外来・検査センターの設備整備に必要な使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>

ファイル名： 包括支援交付金_県補助金交付要綱_0923.doc
フォルダー： F:\継続再開事業
テンプレート： Normal.dotm
表題： 感染症予防事業費負担金交付要綱
副題：
作成者： FUJ9903B0607
キーワード：
説明：
作成日時： 2020/10/08 15:26:00
変更回数： 2
最終保存日時： 2020/10/08 15:26:00
最終保存者： Administrator
編集時間： 1 分
最終印刷日時： 2020/10/22 9:17:00
最終印刷時のカウント
ページ数： 21
単語数： 10,404
文字数： 2,820 (約)